

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算

支出科目 款：衛生費

項：医務費

目：医務費

事業名 医療機関台帳管理システム運用事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療整備課 医事係 電話番号：058-272-1111 (内 2528)

E-mail: c11229@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

847 千円 (前年度予算額：847 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	847	0	0	0	0	0	0	0	847
要求額	847	0	0	0	0	0	0	0	847
決定額	847	0	0	0	0	0	0	0	847

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

平成17年4月から、医療法に基づいて開設されている医療施設と医療法人の台帳管理の効率化を図るシステムとして「医療機関関係台帳管理システム(医療施設台帳システム)」が稼働。平成20年7月からは、「医療機能情報提供システム(ぎふ医療施設ポータル)」との連携により、医療機能情報を公開している。医療機能情報提供制度は医療法第6条の3に基づく制度であり、適切な医療機能情報提供システムとの連携、安定した医療施設及び医療法人の台帳管理体制が必要であることから、平成29年度に当システムの保守・運用契約(債務期間H29.6.~R4.5)を締結している。

※医療(薬局)機能情報提供制度及びシステム

県民が病院、診療所、歯科診療所、助産所及び薬局の選択を適切に行うために必要な情報を病院等から報告を受け、インターネットを利用して分かりやすく提供。

(2) 事業内容

医療機関及び医療法人の台帳の管理、適切な医療機能情報提供システムとの連携体制のため、「医療機関関係台帳管理システム」の保守・運用（債務期間 H29.6～R4.5）を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

医療機能情報提供制度に基づく県事業として計上。

(4) 類似事業の有無

無。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	847	医療機関関係台帳管理システムの保守・運用
合計	847	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

医療機能情報提供制度は医療法第6条の3に基づく制度であり、県は医療機関から受けた報告の内容を分かりやすく公表しなければならない。

(2) 国・他県の状況

医療機能情報提供制度により、すべての都道府県でインターネットを利用したシステムを運用している。

(3) 後年度の財政負担

医療機能情報提供制度に基づき、毎年度計上して実施する。

(4) 事業主体及びその妥当性

医療機能情報提供制度において、都道府県が実施主体と定められている。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 「医療施設台帳システム」の安定した運用を目指し、かつ医療機能情報提供制度の変更に伴うシステム変更を速やかに行い、県民への情報提供を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
ぎふ医療施設ポータルへのアクセス数	78,628 (H27)	143,378 (H30)	139,662 (R1)	43,740 (R2.8)	88,000 (R3)	100%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 「医療施設台帳システム」の安定した運用。

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 「医療施設台帳システム」の安定した運用し、適切な医療機能情報提供システムとの連携を行った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	医療法第6条の3に基づく制度であり、県は1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、医療機関等から報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	医療機関等から収集した情報をインターネットを通じて公表することで、県民による医療機関等の適切な検索を支援している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	システム改修を保守・管理契約の更新に合わせて行い、効率的な事業実施に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 医療機能情報提供制度は、患者による医療機関の選択を支援する目的をもって運用されており、今後も項目の増加が行われることが予想される。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 医療法第6条の3に基づき、1年に1回以上、医療機関等に報告書様式を配布し、報告された医療機能情報は、インターネットを通じて公表しなければならないことから、継続すべき事業である。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	